

## 子ども・子育て支援事業計画「教育・保育提供区域の設定」の見直し（案）

改 正 案
6 教育・保育提供区域の設定
<p>教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。</p> <p><u>現在、認可保育所は、本町西部の区域に限られた地域に集中しており事業の偏在が見られます。本町東部の市街化調整区域である木古庭地区、上山口地区、下山口地区（一部）を1つの区域、残りの本町西部の市街化区域である下山口地区（一部）、一色地区、堀内地区、長柄地区をもう1つの区域として、教育・保育提供区域を市街化調整区域と市街化区域の2区域と定めます。これにより、町全域で特定のエリアへの事業の偏在解消を目指し、基盤整備を行っていくこととします。</u></p>

現 行
6 教育・保提供区域の設定
<p>教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。</p> <p><u>本町では、この教育・保育提供区域を町全域で1区域と定めます。これにより、通勤途上等居住エリアを超えた施設利用のニーズなどに柔軟に対応していきます。なお、区域内で特定のエリアに事業が偏在することのないよう配慮して、基盤整備を行っていくこととします。</u></p>